

EPA の基礎

EPA では、**原産地規則**（EPA 適用税率の対象となる原産品であるか否かを決定する規則のこと）において、次の 2 つの条件を満たすことが求められている：

- ・ **原産地基準をクリアしていること**： **原産地基準**（生産された産品が、EPA 特恵税率の適用対象となる「原産品」とであると認められるための基準）
- ・ **原産地基準をクリアしていることを証明すること**： **手続的要件**（貨物が原産品であることを証明するために必要な手続）

EPA の原産地規則の主な構成

原産地規則 Rules of Origin	一般的定義	品目別（分類）規則に規定のない産品は、 一般ルール を適用する。		
	完全生産品	WO (Wholly Obtained) 全ての材料に、協定締約国のみが関与する場合		
	原産材料のみから生産される産品	PE (Produced Entirely) 最終産品の生産のための材料に、協定締約国のみが関与する場合		
	品目別（分類）規則 PSR (Product Specific Rules) ↓ 実質的変更基準を満たす産品 ↓ 最終産品の生産のための材料に、協定締約国以外の国も関与する場合	実質的変更基準	①関税分類変更基準	CTC (Change in Tariff Classification)ルール： CC (類変更 Change of Chapter 2 桁変更)、 CTH (項変更 Change of Tariff Heading 4 桁変更)、 CTSH (号変更 Change of Tariff Sub Heading 6 桁変更)
			②付加価値基準	VA (Value Added)ルール： RVC (Regional Value Content 最小限の域内原産品の割合) ⇒産品の価額と非原産材料価額とを比較する
			③加工工程基準*	SP (Specific Process rule)ルール *加工工程基準 とは、非原産材料を使用した最終産品について、相手国で、ある特定の加工工程が施されれば、その産品は当該相手国の原産品であるとする基準。 加工工程基準は他の基準との選択制によって規定されることが多い。 使用される非原産材料について、いずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ることという基準(関税分類の変更を必要としない)。
		実質的変更基準の例外 (救済規定)	累 積	ACU (Accumulation) ①『相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ』とみなす考え方⇒「モノ」の累積 ②『相手国で行った生産は、自国で行った生産』とみなす考え方⇒「生産行為」の累積 ※日本アセアン包括特恵原産地規則においては、「モノ」の累積として締約国の 累積 が適用される。
			僅少の非原産材料 De Minimis (DMI)	累積と同様、関税分類変更基準や付加価値基準をクリアできない場合の救済ルール → 調べ方と計算方法 https://hunade.com/epa-deminimis 僅少の非原産材料の規定は、関税分類変更基準での適用となる。 日本インドネシア EPA における HS3916.90 の産品の場合、 FOB 価格の 10%まで 。
その他： FGM* など	*FGM (Fungible Goods or Materials)： 救済措置の一つで、在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料からなる代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、「代替性のある産品及び材料の規定」（一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式(例：先入先出法など)）に従って、それが当該締約国の原産品であるか否かを決定すること。 FGM の他、 ロールアップ、ロールダウン、トレーシング など救済規定は次のサイトを参照： JETRO「救済規定の使用による原産性確認と保存書類類」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/japan_epa_export_10.pdf			
積送基準	通し船荷証券の写し又は中継する第三国で発行される非加工証明書（Certificate of Non-Manipulation: CNM）などが必要書類となる ← 手続的要件			
手続的要件	原産性を明らかにするための根拠資料とそれらの保存			

関税率について **EPA 相手国側の譲許表(関税率表)** でまず確認を→税関「EPA 相手国側譲許表(関税率表)」<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

各協定の概要と品目別原産地規則の検索

出所:「我が国が締結した各経済連携協定 (EPA) 等の概要、条文等 (2022 年 3 月現在)」<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

我が国が締結した各経済連携協定 (EPA) 等の概要、条文等 (2022年3月現在)

各協定のステーキング表 (我が国が約束した関税率の一覧表)、実行関税率表 (各EPA税率を含む) については以下をご覧ください。

各協定の税率 ([ステーキング表](#)、[実行関税率表](#))

EPAの概要	① 交渉開始 ② 大筋合意 ③ 署名 ④ 発効日	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則等
(1) 発効済			
シンガポール ・ 関税分科会資料 [264kb,PDF]	① 2001年1月 ② 2001年10月 ③ 2002年1月 ④ 2002年11月30日	・ 協定本体、実施取極、他	・ 原産地規則ポータル ・ 品目別規則 (改正附属書IIA) [389kb,PDF] ・ 原産地証明書記載要領 [113kb,PDF] ・ 品目別原産地規則の検索
改正協定書 ・ 概要 [134kb,PDF] ・ 改正原産地規則 [440kb,PDF]	① 2006年4月 ② 2007年1月 ③ 2007年3月 ④ 2007年9月2日	・ 改正協定書、実施取極、他	
インドネシア ・ 概要 [32kb,PDF] ・ 業務説明会資料 (概要) [383kb,PDF] ・ 原産地規則 [1,055kb,PDF]	① 2005年7月 ② 2006年11月 ③ 2007年8月 ④ 2008年7月1日	・ 協定本体、実施取極、運用上の手続規則 [333kb,PDF]	・ 原産地規則ポータル ・ 品目別規則 (改正附属書2) [731kb,PDF] ・ 原産地証明書記載要領 [148kb,PDF] ・ 品目別原産地規則の検索

「日インドネシア経済連携協定」<https://www.customs.go.jp/roo/information/indonesia.htm>

日インドネシア経済連携協定

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります

- 概要
- 原産地規則の概要
- 協定条文等
 - 協定本文 (抜粋)
 - 品目別規則 (附属書2)
 - 原産地証明書の必要的記載事項 (附属書3)
 - 運用上の手続規則 (英文)
- 証明制度
 - 原産地証明書記載要領
 - 「不備のある原産地証明書等の取扱い」について
- 事後確認
 - 事後確認
 - 非違事例集
- 参考
 - 品目別原産地規則の検索**
 - 業務説明会資料 (概要)
 - ステーキング表
 - 実行関税率表
 - 相手国側リンク表
 - 経済連携協定全般 (EPA) (TAページ)

品目別原産地規則の検索画面

出所: 税関「原産地規則ポータル」<https://www.customs.go.jp/roo/>

目的別に探す

原産地規則とは	協定・法令等	原産地証明手続	事前教示	事後確認
品目別原産地規則の検索	輸出相談 (自己申告制度)	様式見本 (自己申告制度)	パンフレット・お知らせ	お問合せ・その他のリンク

「品目別原産地規則の検索」<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事前教示 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

✖ 国名 / Country

✖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(./)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.).

入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンとが異なる場合がありますので、経済連携協定のHSコードのバージョンに対応していることをご確認ください。
The version of HS code may be different from that of the Economic Partnership Agreement. Please check if the HS code and item correspond to that of the Economic Partnership Agreement you wish to use.

各 EPA の原産地規則の検索方法

国名 / Country	インドネシア / INDONESIA
品目 / Item	391690

日本インドネシア協定の検索例
HS3916.90

日アセアン包括的経済連携協定 (HS2002) / ASEAN-Japan CEPA (HS2002)	日インドネシア経済連携協定(HS2002) / Japan-Indonesia EPA (HS2002)
---	--

日インドネシア経済連携協定(HS2002) / Japan-Indonesia EPA (HS2002)

HS2002				日インドネシア経済連携協定(HS2002) / Japan-Indonesia EPA (HS2002)		
節 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof		
				第2期くず、半製品及び製品 II- WASTE, PARINGS AND SCRAP; SEMI-MANUFACTURES, ARTICLES		
				プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材(表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く) Monofilament of which any cross-sectional dimension exceeds 1 mm, rods, sticks and profile shapes, whether or not surfaceworked but not otherwise worked, of plastics		
			3916	その他のプラスチックのもの	第三九・一四項から第三九・二六項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一四項から第三九・二六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第三九・一四項から第三九・二六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。);	第7部注 / Section Note
		391690	Of other plastics	A change to heading 39.14 through 39.26 from any other heading; No required change in tariff classification to heading 39.14 through 39.26, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 percent; or No required change in tariff classification to heading 39.14 through 39.26, provided that non-originating materials used undergo a chemical reaction, purification, isomer separation or biotechnological processes in a Party.		

各 EPA の原産地規則の調べ方

税関の「**原産地規則ポータル**」<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm> で調べます。

・原産地規則ポータルの中で「品目別原産地規則の検索」を選択すると次のサイトに飛びます。

↓
・「**品目別原産地規則の検索**」 <https://www.customs.go.jp/searchro/irosv001.jsp>

↓
・ここで、検索する国名と品目の **HS コード 6 桁** を入れます。

↓
検索結果: 「日本 ASEAN 協定」と 「日本インドネシア協定」 が出てきます。ここでは後者を左に例示しておきます

- ① **CTC ルール**: 第三九・一四項から第三九・二六項までの**各々の**産品への当該各々以外の項の材料からの変更、⇒**CTH の変更**
- ② **VA ルール**: **原産資格割合が四十パーセント以上**であること(第三九・一四項から第三九・二六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)
又は、
- ③ **SP ルール**: 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第三九・一四項から第三九・二六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)

なお、日本インドネシア経済連携協定の品目別原産地規則の内容は、日本アセアン包括的経済連携協定の「品目別(分類)規則(附属書 2)」に記載の「**一般ルール**」と同じ内容でした。

このプラスチックの分類にあたり、日本の実行関税率表の第 7 部の「**部注**」を参照してください、という意味。

出典:函館税関「EPA 協定の原産地規則」 P.23 <https://www.customs.go.jp/hakodate/20170119-epa-shiryou-2.pdf> 又は財務省関税局・税関「我が国の原産地規則～EPA 原産地規則（詳細）～2021 年 9 月」 P.26 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf 参照

実質の変更基準の規定には、「品目別規則」に規定がある場合と、「協定本文」に規定がある場合（一般ルール）があります。

一般ルールについて

協定本文に規定

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

各 EPA の「**協定本文**」は次の税関サイトで調べられます：
<https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>

	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
<p>一般ルール（協定本文）</p> <p>CTH(4桁)の変更</p> <p>項Tariff Heading (4桁): (例)第73.09項</p>	<p>他の項の材料からの変更 又は 付加価値40%以上</p>	<p>他の号の材料からの変更 及び 付加価値35%以上</p> <p>号Tariff Sub-heading (6桁): (例)第7309.00号</p>	<p>全ての製品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない</p> <p>CTSH(6桁)の変更</p>

手続的要件における原産性を証明する根拠書類

原産性を明らかにするための資料（根拠書類）は、採用する原産ルール（完全生産品、CTC、VA、SP など）によって変わります。一般的な書類例は、次の通りです。

CTC ルール	VA ルール
<p>(1)対比表</p> <p>(2)対比表の裏付け資料</p> <p>①総部品表（総原材料表）、製造工程フロー図、生産指図書、各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）等</p> <p>②「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報・証明、委託生産者証明 当該「材料・部品」が締約相手国原産品である場合は、輸入時の同協定に基づく原産地証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、後述の対比表やワークシート）等 	<p>(1)計算ワークシート</p> <p>(2)計算ワークシートの裏付け資料</p> <p>①総部品表（原産・非原産を特定したもの。ただし、積み上げ方式の場合、積み上げるべき原産材料を特定すれば足りる）、製造工程フロー図、生産指図書、製成品在庫（蔵入蔵出）記録、各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）、【控除方式の場合】非原産材料単価の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書等）、【積み上げ方式の場合】製造原価計算表、積み上げるべき原産材料単価、生産コスト等の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等）等</p> <p>②「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報・証明、委託生産者証明書 当該「材料・部品」が締約相手国原産品である場合は、輸入時の同協定に基づく原産地証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、対比表や計算ワークシート）等

参考サイト：・HUNADE「【日欧/日 EU EPA】原産地規則、用語の解説など」<https://hunade.com/japan-eu-fta>

・経済産業省原産地証明室「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（2019 年 10 月改訂）」 P8 及び P.14 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

CTC ルール利用における保存すべき「対比表」の例

作成年月日
資料作成者名

特に最終生産地が国内であることを確認。

利用協定: 日アセアン協定
生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場
 適用原産地規則: 関税分類変更基準 (CTH, 4桁変更)

輸出製品の生産に使用した全ての材料・部品名を記載。

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	不要 非原産材料については、取引書類や原産性を裏付ける資料は不要。
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

8544.30 ワイヤハーネス

非原産材料は、HSコードが変更していることを確認。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能。この場合、サプライヤーからの資料は不要。

原産材料については、その原産性を示すための根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシート(後述)を作成する。

「サプライヤー証明書」の入手を。

※生産行為を経ることで完成品である「製品」と当該製品を生産するために使用した「材料・部品」との間において、原産地規則で定められている製品ごとのHSコードの変更基準を満たしていることが確認できれば、当該「材料・部品」を構成する「材料・部品」にまで遡ってHSコードを確認する必要はない。

※CTCルールを満たさない場合の対応としては、(1)CTCルールで求められるレベルのHSコードの変更がない非原産の「材料・部品」について、**原産品**である「材料・部品」を使用する。(2)**デミニマス**規定利用の可能性を検討する。(3)原産地規則に「又は付加価値基準」と定められていれば**付加価値基準**の利用の可能性を検討する。 引用サイト: 経済産業省原産地証明室「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示(2019年10月改訂)」P.9

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

「外注」の考え方は、CTCルールにおいては外注品の構成部材(非原産材料・原産材料)を取り出してHSコード(モノ)として捉えることに、VAルールでは例えば外注品に非原産材料・原産材料が投入されていれば、それらの材料と加工賃を分類して、完成品全体のVAの構成を「計算ワークシート」を使用して捉えることになると考えます。

VA ルール利用における保存すべき「計算ワークシート」の例

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上)

輸出産品: HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額: US\$64 (円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

本事例では控除方式で計算。

$$\frac{(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})}{\text{FOB価額}}$$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないの原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費（労務費、諸経費、利益等）を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報		
プラスチック製管	非原産	必要	不要	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
プロテクター	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
ドライブギア	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
ワッシャー	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
織物製テープ	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
レセプタクル	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
タッピングスクリュー	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
...	非原産			...		
接続子	非原産	不要	不要	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
ファスナー(留め具)	非原産			単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
非原産材料価額合計				¥1,400		
LED	原産			不要	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産			不要	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産			不要	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計				¥1,100		
その他経費	-			¥2,700		製造原価明細
利益	-			¥400		製造原価明細
輸送費	-			¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300				
FOB 価格		¥5,800				

まず非原産の単価から調査

必要

不要

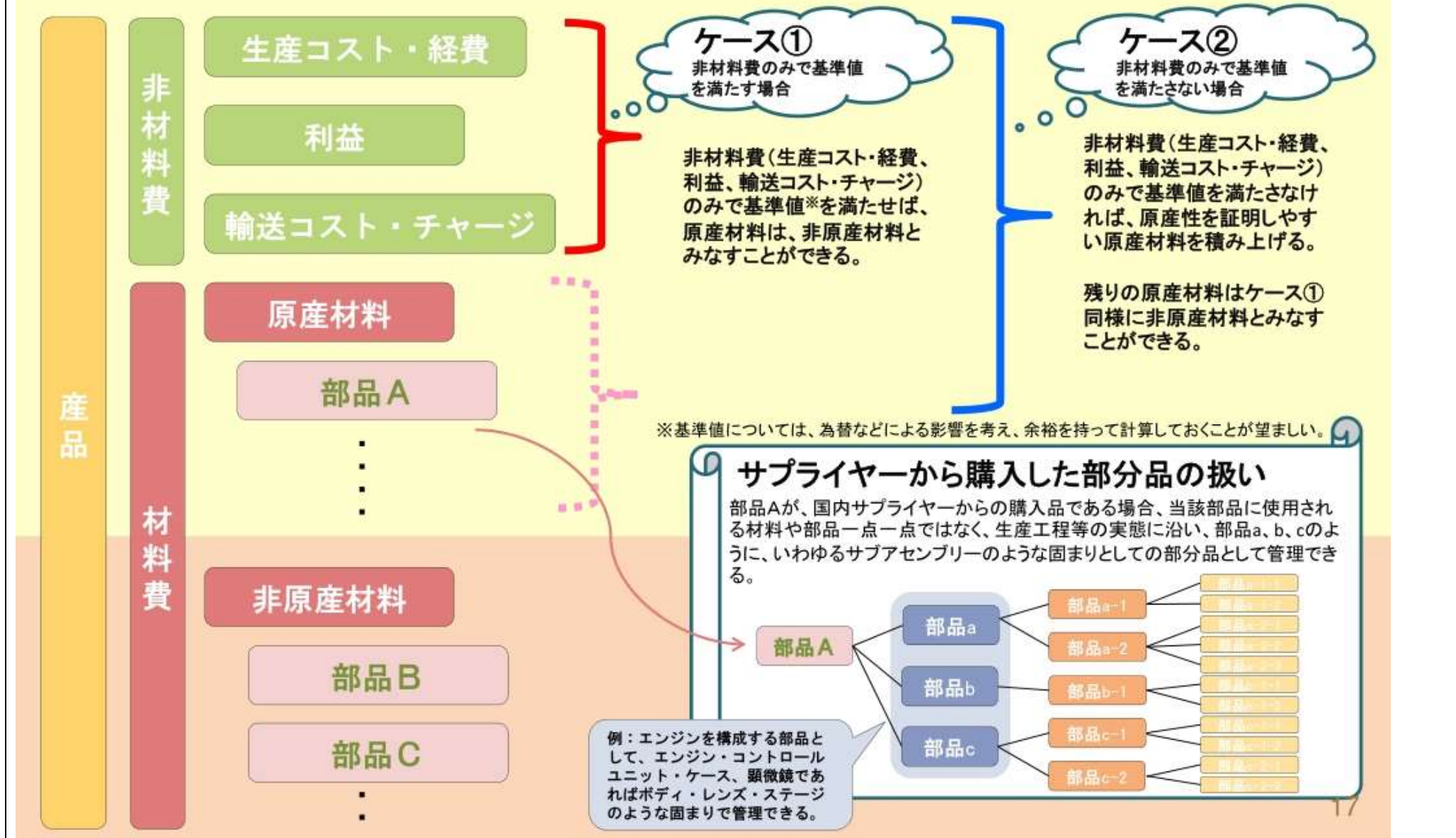
「サプライヤー証明書」の入手を。

※①自社の生産コストや利益等の非材料費だけで原産資格割合が基準値を超える場合、自社の内製品や他社から購入した「材料・部品」の材料は非原産とみなしてよい(原産性を確認する必要なし)。→次頁「ケース①」参照 商社が輸出する場合、商社利益や FOB コストが加算され原産資格割合が基準値を超える可能性が高くなると考える。

②全ての材料費を非原産とすると原産資格割合が基準値を超えない場合、自社の内製品や原産性の判断がし易い購入「材料・部品」から原産性を確認し、原産性が確認できた当該「材料・部品」費を加算することで基準値を超える場合には、その他の材料は非原産とみなしてよい。⇒原産情報の必要がないため。

引用サイト: 経済産業省原産地証明室「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (2019年10月改訂)」P.15 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

部分品の取扱いの例 (VA基準の場合)



引用サイト：経済産業省原産地証明室「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（2019年10月改訂）」P.17 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名^{*}、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

※生産者とサプライヤー間の情報提供のシステムによって、物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

(生産者) 殿	年 月 日			
(サプライヤー名)				
法人名（個人事業主の場合は個人名）				
住所				
部署名				
氏名				
連絡先				
当社の下記商品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
(該当する産品)				
品名（英文）	製造番号・型番	HSコード	判定基準	生産場所（住所・工場名等）
〇〇〇	AB1122/CD-I	〇〇〇〇	CTC（項変更）	〇〇県〇〇市〇〇
(XXX)				△△工場
〇〇〇	EF3344/GH-II	(〇〇〇〇)	VA(基準値 40%以上)	〇〇県〇〇市〇〇
(XXX)				本社工場

・サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。

・サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。例えば、VAルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼するなど一案。

・設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。

・締約国当局からの検認等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

御中

年 月 日

サプライヤー証明書

印

当社は、次の製品について下記基準を満たした原産品（日本産）であることを証明いたします。

1. 製品情報

製品名（和文）	
製品名（英文）	
製造番号・型番	
HS番号	
2. 製造情報

製造工場	
製造住所	
3. 原産品判定基準

協定	
判定基準	
4. 製造された物品の供給先

会社名	日商製作所株式会社
-----	-----------
5. 本件連絡先

部署名	
担当者	
TEL	XXXX-XX-XXXX
FAX	XXXX-XX-XXXX

※本証明書について、現地税関、経済産業省ならびに指定発給機関から問い合わせがあった場合は、当該組織に対して詳細な情報をご連絡させていただきます。

引用サイト：経済産業省原産地証明室「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（2019年10月改訂）」P.22
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

出所：日本商工会議所「サプライヤー証明書 ひな型」
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jcci.or.jp%2Fgensanchi%2Fepa%2Fnagavahina.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

TPPI I (CPTPP)、日 EU 協定及び日米貿易協定にはこのような「Form (原産地証明書)」は無い。これらの協定では原産性の証明を「原産品申告書」ですることになるため。

特定原産地証明書 Form JIEPA の様式

→ 原産地証明書 (Form) に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン 包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特恵	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード変更	CTH	B	-	-	-	-	-	CTH	-	-	-	-	W+HS4桁	
	付加価値基準	RVC	B	-	-	-	-	-	-	LVC	-	-	-	-	-	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	加工程度基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	D	TPL	-	
適用する場合記載	累積	ACU	ACU	ACU	-	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	-	ACU	ACU	ACU	-	
	僅少の非原産材料	DMI	DMI	DMI	-	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	-	DMI	DMI	DMI	-	
	代替性のある産品及び材料	-	FGM	FGM	-	-	FGM	FGM	FGM	IIM	-	FGM	FGM	-	-	

インドネシア原産地証明書記入要領

1. Exporter's name, address and country: 輸出者(インドネシアに所在し、インドネシアから産品を輸出する者)の名称・住所・国名		Certification no.		Number of page /	
2. Importer's name, address and country: 輸入者(日本に産品を輸入する者)の名称・住所・国名		AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP			
3. Means of transport and route (as far as known) 輸送の手段及び経路(分かる範囲で) 積出・積替・取卸港、船舶名/フライト番号		CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA			
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、包装の記号・番号、包装の個数・種類、品名、HS番号(2002年版)		5. Preference criterion 特恵基準 A、B、C のいずれかを記入。		6. Quantity or weight 数量又は重量	
7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付		7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付			
8. Remarks: 備考 原産地証明書が過及発給される場合には、発給当局が「ISSUED RETROACTIVELY」及び船積日を記入。 原産地証明書が新規(再)発給される場合には、発給当局が、元の原産地証明書の発給日及び証明番号を記入。		8. Remarks: 備考 原産地証明書が過及発給される場合には、発給当局が「ISSUED RETROACTIVELY」及び船積日を記入。 原産地証明書が新規(再)発給される場合には、発給当局が、元の原産地証明書の発給日及び証明番号を記入。			
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ 輸出者(又は代理人)による申請。 ・日付(証明書申請の日付と同一) ・署名: 自署又は署名の形状の印字		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: Stamp インドネシアの発給機関 -インドネシア商業省 Place and date: Signature: 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。 ・日付 ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字) ・登録印章の押印			

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

出典サイト: 税関「原産地証明書に記載される原産地基準の記号」<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/kisai/kigou.pdf>
参考サイト: 税関「各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表」<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/kisai/index.htm>

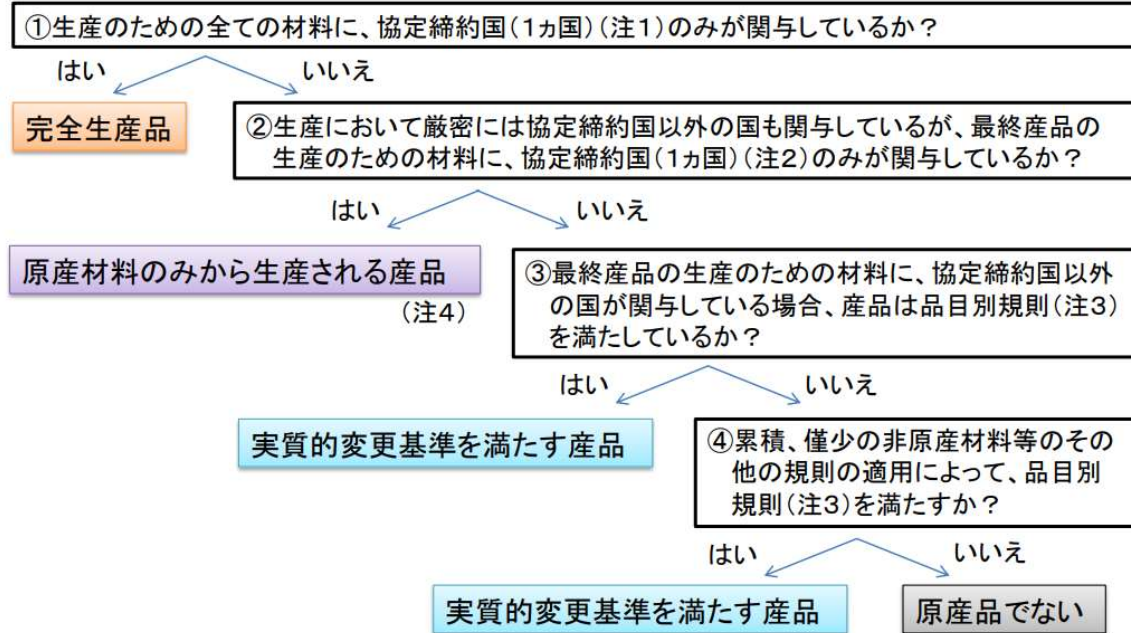
引用サイト: 日インドネシア経済連携協定 原産地規則の概要 (平成 23 年 7 月)財務省関税局業務課 P.8-9
<https://www.customs.go.jp/roo/text/indonesia1.pdf>

原産品であることの証明制度
自己申告制度: 貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した書面(以下、「**原産品申告書**」)を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより、原産品であることを申告する制度です。日豪協定、TPPI I (CPTPP) 及び日 EU 協定において採用されており、日米貿易協定においては、輸入者自己申告制度のみが採用されています。
なお、自己申告制度の下における日本での輸入申告時には原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類の提出も原則として必要となります。また、相手国においても、必要に応じ原産品申告書以外の書類の提出を求められることがあります。
第三者証明制度: 輸出者や生産者が輸出国発給当局(あるいはその指定機関)に申請し、**原産地証明書(Form)**を取得、それを輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。TPPI I (CPTPP)、日 EU 協定及び日米貿易協定以外の協定で採用されています。

(出典: 税関「原産地規則のいろは」<https://www.customs.go.jp/roo/origin/gaiyou.htm> 一部加筆)

第2章第2節 EPA原産地基準 5. まとめ～「原産品」であることの決定方法

◎原産品であることの決定方法



(注1)日メキシコEPAの場合は日本を含む両締約国。TPP11協定の場合は日本を含む一又は二以上の締約国。
(注2)日メキシコEPAの場合は日本を含む両締約国。アセアンEPA及びTPP11協定の場合は日本を含む一又は二以上の締約国。
(注3)品目別規則が設定されていない産品については、協定本文の規定(一般ルール)を満たしているか、検討する。
(注4)原産材料のみから生産される産品の概念は、日インドEPAを除く17のEPA特惠原産地規則において規定されている。

74

引用サイト：財務省関税局・税関「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～2021年9月」P.74 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf

協定特惠関税率の調べ方：日本側の関税率は日本側譲許表に、相手国側関税率は相手側譲許表にあります。

(1)日本側譲許表は、各協定の**付属書 I**にあります(見た目は**品目別(分類)規則の一覧**に似ています)。

☞関税率については、通常、**実行関税率表** <https://www.customs.go.jp/tariff/> で Free を確認しますが、段階的に下がっていくものは**付属書 I** で調べます。

→ **実行関税率表**において、EPA特惠税率が**設定されていない品目**もあります。また、設定されているがその税率が Free でない関税は FTA/EPA 締約のルールによって**段階的に下がっていく品目**の場合もあります。

☞次のサイトで探します：

・税関「我が国が締結した各 EPA の概要、条文等(2022年1月現在)」<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

・外務省「国・地域」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

このサイトでは、和文も英文も探せます。英文の場合は、協定 Annex I (付属書 I) の譲許表は日本側も相手国側も同じ規定の中に、Annex I Part 2 Section I Notes for Schedule of Japan (日本側)、及び Part 3 Section I Notes for Schedule of Indonesia (インドネシアの例において)として制定され、両方とも同じ表形式で記載されているので間違えやすいことに注意してください。

(2)相手国譲許表は、次の税関サイトで把握します：<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

☞関税率については、**World Tariff** で確認します。

☞相手国譲許表の見方は次のサイトを活用しましょう：

・JETRO「経済連携協定税率と譲許」https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/epa_fta_03.pdf

・関税削減.com「譲許表の読み方」<https://www.customslegaloffice.com/fta/jyokuyohyouumatome/>

・関税削減.com「譲許表(品目別関税撤廃スケジュール)の読み方」<https://www.customslegaloffice.com/fta/wp-content/uploads/2019/05/76ea4b9d088efb94d8c2655d79e839eb.pdf>

VA ルールの追補

(出所:「我が国の原産地規則～EPA 原産地規則 (詳細) ～2121 年 9 月」財務省関税局・税関 PP.34～45 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf)

第2章第2節 EPA原産地基準 3. 3. 付加価値基準

◎付加価値基準とは、

「その国の生産工程で付加される価値が、要求される条件を満たした場合、その国を製品の原産地とする」という基準。

→ 例えば「製品の価値のうち、全体の40%以上の価値がX国で付加されたら、X国の原産品とする」という考え方。

◆以下の2つの観点からの考察が必要

① 「付加される価値」とは何か？

→ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。

② 「付加される価値」をどのようにして計算するか？

→ 2つの代表的な方法がある。

● 非原産材料の価額を産品の価額から控除して求めるもの
 <控除方式>

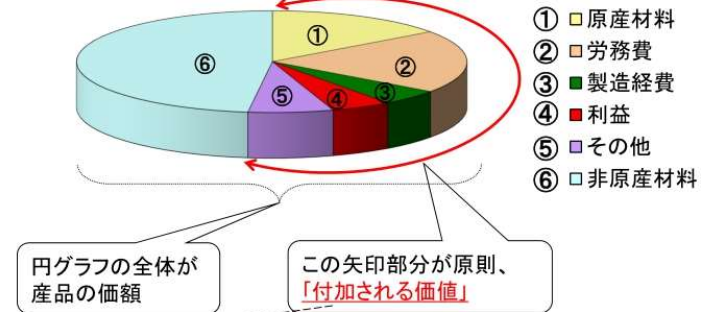
● 原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの
 <積上げ方式>

その他の方法

第2章第2節 EPA原産地基準 3. 3. 付加価値基準

① 「付加される価値」とは何か？

- ◆ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。
- ◆ 産品の価額のうち、非原産材料の価額を除いた部分を「付加される価値」とみなす。



以下のように表現される(協定によって異なる)。

域内原産割合 (RVC: Regional Value Content)

— 日メキシコEPA原産地規則、日アセアンEPA原産地規則、TPP11原産地規則、日EU・EPA原産地規則、日英EPA原産地規則

原産資格割合

(LVC: Local Value Content) — 日ベトナムEPA原産地規則

(QVC: Qualifying Value Content) — 上記及び日スイスEPA以外のEPA原産地規則

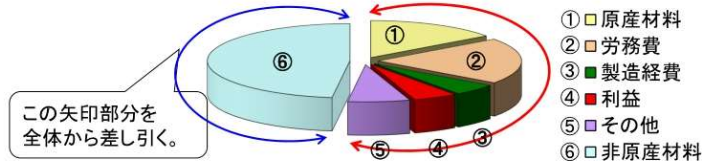
※日スイスEPAについては後述

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

②「付加される価値」をどのようにして計算するか？

第1の方法：非原産材料の価額を製品の価額から控除して求めるもの
 <控除方式>

◆非原産材料の価額(下図の青矢印部分)を製品の価額から差し引いて、国内で付加される価値(赤矢印部分)を求める。控除方式と呼ばれる。



◆求める計算式

$$\frac{\text{域内原産割合} \text{ または } \text{原産資格割合}(*1)}{\text{製品の価額}} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}(*2)}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

1 前頁参照 *2 日シンガポールEPA原産地規則においては「非原産資格価額」

◆日本の現行EPAのうち、日スイスEPAを除く17のEPA特惠原産地規則において採用。(チリ、インド、モンゴル、TPP11、EU及び英国の各EPA特惠原産地規則では、この方式以外に他の方式も選択できる。)

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

P.37

◆「控除方式」の計算に使用する価額



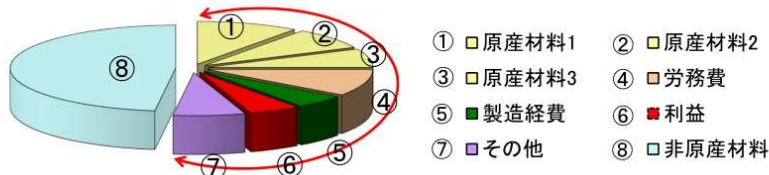
⇒ FOB価額、CIF価額がわからない場合(例：日タイEPA原産地規則)

- FOB価額は存在するが不明
 当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額を「製品の価額」とする(日タイEPA第28条第5項(a))。
- FOB価額が存在しない
 関税評価協定第1条から第8条の規定に従って決定される価額を「製品の価額」とする。(日タイEPA第28条第5項(b))
- CIF価額は存在するが不明
 当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額とする(日タイEPA第28条第6項(b))。

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

第2の方法：原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの
 <積上げ方式>

◆原産材料、労務費、間接費、利益等の価額を積算して、国内で付加される価値(下の円グラフの矢印部分)を求める。積上げ方式と呼ばれる。



◆求める計算式【タイプ1】

原産材料の価額のみを足し合わせ、一定の割合(例えば30%)を超えたら原産品と認めるというもの

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

→ 日チリEPA及びTPP11特惠原産地規則において採用

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

◆求める計算式【タイプ2】

原産材料価額、直接労務費、直接経費及び利益を足し合わせていき、一定の割合(例えば35%)を超えたら原産品と認めるというもの

$$\frac{\text{域内原産割合} \text{ または } \text{原産資格割合}}{\text{製品の価額}} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

→ インド及びモンゴルEPA特惠原産地規則において採用

◆チリ、インド、モンゴル及びTPP11各EPA特惠原産地規則は、積上げ方式と前出の控除方式両方を採用しており、そのどちらを選択するかは輸出者に委ねられている(TPP11は他の方式も採用している)。

◆「積上げ方式」の計算に使用する価額

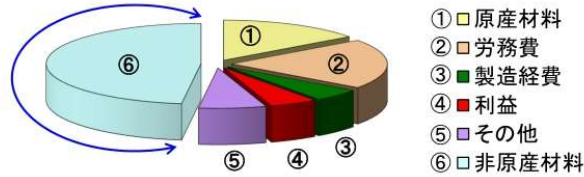


⇒ FOB価額がわからない場合については37頁参照。

第2章第2節 EPA原産地基準 3. 3. 付加価値基準

その他の方法 - (i) : 非原産材料の価額と産品価額を比較する方法
 ≪日スイス、日EU及び日英EPAで採用≫

- ◆産品の価額に占める非原産材料の割合を求め、X%以下の場合には原産品と認めるという基準。付加される価値ではなく付加されない価値により判断する。
- ◆日スイス、日EU・EPA及び日英EPA原産地規則において採用されている。



◆求める計算式

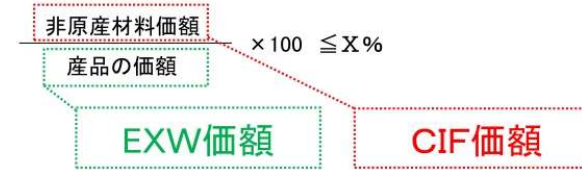
$$\frac{\text{非原産材料の最大の価額 または 非原産材料の最大限の割合}}{\text{産品の価額}} = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}} \times 100 \leq X\%$$

協定によって以下のように表現される。※

非原産材料の最大の価額 : (VNM: Value of Non-originating Materials) - 日スイスEPA原産地規則
 非原産材料の最大限の割合 : (MaxNOM: Maximum value of non-originating materials) - 日EU及び日英EPA原産地規則

第2章第2節 EPA原産地基準 3. 3. 付加価値基準

◆計算に使用する価額



- ⇒ EXW価額がわからない場合(例: 日EU・EPA及び日英EPA特惠原産地規則)
 輸出締約国における当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。販売費、一般管理費及び利益等を含み、輸送運賃、保険料及び払い戻される内国税等を除く。
 (日EU・EPA及び日英EPA 附属書3-A注釈4 定義1(b)(ii))
- ⇒ CIF価額がわからない場合
 37頁参照。

◆日EU及び日英EPA原産地規則においては、

- 非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM) と控除方式による域内原産割合 (RVC) とが併記され、選択可能となっている。
- RVCで用いるFOBには輸出国内での運送費用分が含まれているため、EXWより高くなることから、両者の閾値には一律5%の差が設けられている(両者を足しても100%にならない)。

品目別規則の例:

- MaxNOM40% (EXW) 又は RVC65% (FOB)
- MaxNOM50% (EXW) 又は RVC55% (FOB)

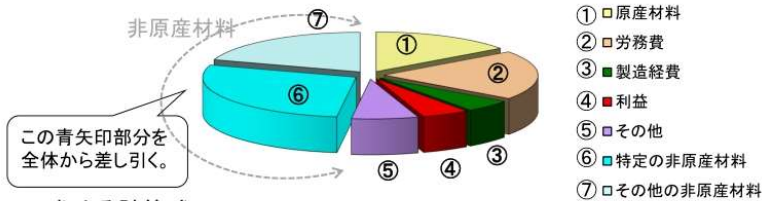
第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

その他の方法 -(ii): TPP11協定原産地規則で採用されている方法

◆TPP11特惠原産地規則では、前出の「控除方式」及び「積上げ方式」に加えて、「重点価額方式」及び「純費用方式」という新たな計算方法が採用されている。

(1) 重点価額方式

- 一部の鉱工業品に適用。
- 「控除方式」と異なり、控除する非原産材料価額を、特定の主要な材料(品目別規則内に明記されている)に限定する。



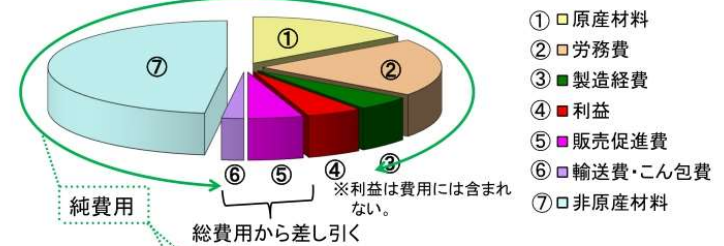
□ 求める計算式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{特定の非原産材料 価額}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 \geq X\%$$

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

(2) 純費用方式

- 自動車関連の品目のみに適用。
- 「控除方式」と異なり、製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る「純費用」における、非原産材料価額の割合を求める。
- 「純費用」とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたものをいう。



□ 求める計算式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{純費用}(\text{総費用}-(\text{⑤}+\text{⑥})) - \text{非原産材料 価額}}{\text{純費用}(\text{総費用}-(\text{⑤}+\text{⑥}))} \times 100 \geq X\%$$

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

◆重点価額方式、純費用方式が利用可能な品目は、品目別規則にその旨が記載されている。

□ 重点価額方式の例

TPP11協定原産地規則 第70.05項(フロート板ガラス及び磨き板ガラス)

第70.05項の製品への他の項の材料からの変更(第70.03項から第70.04項までの各項の材料からの変更を除く。)又は
域内原産割合が(a)30パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)40パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)50パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第70.03項から第70.05項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第70.05項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

□ 純費用方式の例

TPP11特惠原産地規則 第8408.20号(車両用エンジン)

域内原産割合が(a)45パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)45パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(c)55パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第8408.20号の製品への関税分類の変更を必要としない。)

※純費用方式は、第3.9条にも対象となる品目が明記されている。

第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準

○材料の原産部分の考え方

◆その1 「ロールアップ」と「ロールダウン」

材料の材料(2次材料、3次材料...)の原産性を考慮しない考え方
材料価額の内訳がわからなくても付加価値を計算できるメリットがあるが、原産資格が得にくくなる場合がある。

□ ロールアップ

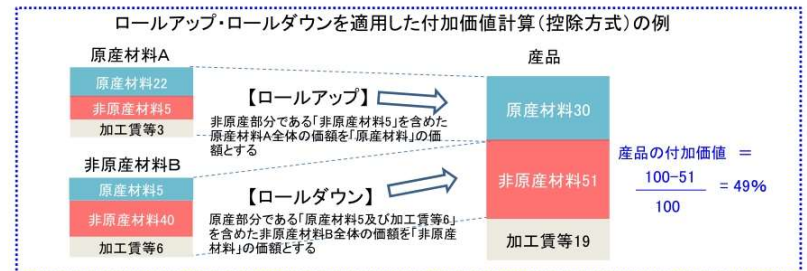
締約国での「原産材料」の製造に使用された非原産部分を含めて、材料全体の価額を「原産材料価額」とする

→ 原産材料の価額が大きくなり、原産品として認められやすくなる

□ ロールダウン

締約国での「非原産材料」の製造に使用された原産部分を含めて、材料全体の価額を「非原産材料価額」とする

→ 非原産材料の価額が大きくなり、原産品として認められにくくなる。



第2章第2節 EPA原産地基準 3.3. 付加価値基準:トレーシング

◆その2 トレーシング

締約国での「非原産材料」の製造に使用された原産部分を、原産材料価額として算入できる。
材料価額の内訳を判明させることができれば適用可能。

ロールダウンとトレーシングを適用した付加価値計算(控除方式)の例
製品の品目別規則「付加価値50%以上」の場合

【①ロールダウンの場合】



原産部分である「原産材料5及び加工費等6」を含めた非原産材料全体の価額を「非原産材料」の価額とする

$$\text{製品の付加価値} = \frac{100-51}{100} = 49\% < 50\%$$

原産品と認められない

【②トレーシング適用ありの場合】



非原産材料の原産部分である「原産材料5及び加工費等6」を、原産材料価額に算入

$$\text{製品の付加価値} = \frac{100-40}{100} = 60\% \geq 50\%$$

原産品と認められる

輸出会社の VA ルールのイメージ

製品の価額 (FOB)

メーカーからの仕入価額*

輸出会社

材料費

非材料費

非原産材料

原産材

国内調達 C

内製品 D

労務費

製造経費

メーカー利益

販売経費等

商社利益

輸出諸経費: 輸出梱包料、輸送コスト、輸出通関諸費用、船積諸費用等

海外調達 (CIF) A

国内調達 B

付加された価値

*「メーカーからの仕入価額」及びその「原産性」については、メーカーの「計算ワークシート」、「製造工程表」、「サプライヤー証明書」、「納品書」などを入手して確認します。